

一日総領事館での受領を希望される方は、**事前に当館に申請書類を郵送して下さい。**
申請に必要な書類の郵送は、令和4年2月9日(水)当館必着。

1 一般旅券発給申請書入手、記入の方法

(イ)「パスポート申請書ダウンロード」より各種申請書をダウンロードする
 外務省HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>)「パスポート申請書ダウンロード」より直接ホームページ上で入力後、印刷し署名欄1か所(所持人自署欄はパスポートに転写されます)。未成年の申請書には、法定代理人署名欄に戸籍記載通りに日本語で母または父が署名を記入する。

または、

(ロ)本案内3ページ目の①「旅券申請書請求」、及び以下②、③を郵送し、折り返し届いた各種申請書に記入する。

- ① 「旅券申請書請求書」(本案内3ページ目。必要事項をご記入下さい。)
- ② 現在所持する旅券の顔写真ページ(訂正部分のある方は訂正ページ)及び豪州査証の写し各1部(これまでに旅券の発給を受けたことの無い方は不要です。)
 ※旅券の有効期間が過ぎていても上記写しは必要です。豪州査証がオンライン登録され、旅券に貼付されていない方は、査証の内容を印刷の上、同封して下さい。
- ③ 返信用切手及び封筒(A4サイズ以上の大きさの封筒に宛先を記載し、切手を貼付して下さい。)

2 事前申請手続き(郵送仮受付申請)

必要書類(本案内2ページ目)とともに当館領事部まで送付して下さい(令和4年2月9日(水)当館必着)。

現旅券は有効なままで新旅券を当日受け取ることができます。その際、郵送による申請を「仮受付」とし、当日来館できなかつた場合には当該申請を取り下げることとする旨の同意書へのご署名・提出が必要となります。同意書は、本案内4ページ目に別添していますので、ご署名・返送をお願いいたします。

(3) 旅券申請用写真の規格

- (ア) 縦45mm×横35mm(ふちなし。頭(顔)は頭頂から顎までが34±2mm。)
- (イ) 6ヶ月以内に撮影したもの (ウ) 正面、無帽、無背景
- (エ) カラーでも白黒でも可 (オ) 鮮明であること(焦点が合っていること)
- (カ) 眼鏡のレンズに光が反射していないもの
- (キ) サングラス、マスク及び前髪などが目を隠すなど顔が確認しにくいもの
- (ク) 影の無いもの

3 受領

旅券は郵送で交付することができません。ご本人に直接手渡しで交付します。

事前に申請書を提出された方のみ、当日新旅券を受領できます。

受領の際は、必ず旅券名義人本人が、現旅券(有効期限が切れていても必要)を持参して下さい。これまでに旅券の発給を受けたことのない方は、本人確認の可能な写真付身分証明証(豪州旅券、運転免許書等)原本と写し1部を持参して下さい。

手数料については一覧表のとおりです。現金のみの取り扱いとなりますので、お手数ですが、釣銭のないようあらかじめご協力いただけますようお願い致します。

旅券を事前申請し当日会場で受領する場合に必要な書類等一覧

* 四角で囲まれている書類(例: 旅券)は写しが必要です。

(注) 個別の事情により追加的な書類が必要となる場合があります。

種類	必要書類等	申請要領等
新規 発給	(1) 一般旅券発給申請書 1 通 (2) 写真(縦 45mm×35mm, 無帽及び無背景で 6 ヶ月以内に撮影したもの) 1 葉 (3) 次ページの 同意書 1 通 (4) 戸籍謄本(抄本)(一日総領事館の開催日から過去 6 ヶ月以内に発給されたもの) 1 通 (5) 現在所持する旅券の顔写真頁の写し(有効期限が過ぎていても必要。初めて発給申請する場合は除く。)及び豪州査証の写し各 1 通 (6) 多重国籍者は, 当該国の旅券又は出生証明書の写し 1 通 (7) 国際結婚している場合で, 非ヘボン式綴りを希望, または別名併記を希望する場合は婚姻証明書, または配偶者の旅券の写し 1 通	(1) 初めて旅券を申請する時, 一日総領事館の開催日時点で有効な旅券を所持していない時, 有効な旅券は所持しているけれども氏名等の戸籍記載事項を変更した方で新規発給を希望する場合に申請できます。 (2) 20 歳以上の方は, 10 年若しくは 5 年旅券のいずれかを選択することができます(20 歳未満の方は 5 年旅券のみ)。 (3) 未成年者は保護者の承認(同意書又は申請書裏面に署名)が必要です。 (4) 手数料(旅券を受領する際にお支払い下さい。) 10 年旅券 219豪ドル 5 年旅券 151豪ドル(12 歳未満82豪ドル)
切替 発給	(1) 一般旅券発給申請書 1 通 (2) 写真(縦 45mm×横 35mm, 無帽及び無背景で 6 ヶ月以内に撮影したもの) 1 葉 (3) 次ページの同意書 1 通 (4) 現在所持する有効な旅券の顔写真頁及び豪州査証の写し各 1 枚 (5) (戸籍記載事項に変更がある場合)戸籍謄本(抄)本 1 通 (注) 本籍地都道府県が変更となった場合には, 以下の「記載事項変更」及び新規発給の項目を参照して下さい(いずれの手続きも可能です)。	(1) 旅券の有効期間が 1 年未満になった時, 査証欄の余白が無くなった場合で, 切り替えを希望する時に申請できます。 (2) 20 歳以上の方は, 10 年若しくは 5 年旅券のいずれかを選択することができます(20 歳未満の方は 5 年旅券のみ)。 (3) 未成年者は保護者の承認が必要です(同意書又は申請書裏面に署名)。 (4) 手数料(旅券を受領する際にお支払い下さい。) 10 年旅券 219豪ドル 5 年旅券 151豪ドル(12 歳未満82豪ドル)
記載事 項変更	(1) 一般旅券発給(変更)申請書 (2) 変更後の戸籍謄本(抄)本(一日総領事館の開催日から過去 6 ヶ月以内に発給されたもの) 1 通 (3) (氏名の非ヘボン式表記を希望する場合, 別名併記を希望する場合)スペルを確認できる書類の写し(婚姻証明書, 出生証明書等) 1 通 (4) 現在所持する旅券の顔写真頁及び豪州査証の写し各 1 枚の写し 1 枚 (5) 写真(縦 45mm×横 35mm, 無帽及び無背景で 6 ヶ月以内に撮影したもの) 1 葉 (6) 次ページの同意書	(1) 氏名, 本籍に変更が生じた場合, 国際結婚による別名併記の場合。 (2) 別名併記を希望する場合は, 正当な理由(婚姻等)が必要であり, スペルの確認ができる書類(婚姻証明書, 出生証明書等) 1 通が必要です。 (3) 非ヘボン式ローマ字表記は, 戸籍上の姓又は名が外国名(カタカナ名)で表示された場合のみに可能で, スペルを確認できる書類(外国旅券, 出生証明書等)の写し 1 通が必要。 (4) 手数料(旅券を受領する際にお支払い下さい。) 82豪ドル
査証欄 の増補	(1) 一般旅券査証欄増補申請書 (2) 現在所持する旅券の顔写真頁の写し 1 枚	(1) 増補は一回限り。 (2) 手数料(旅券を受領する際にお支払い下さい) 34豪ドル

①旅券申請書請求書

(この用紙はパスポート申請書ではありません。パスポート申請書ダウンロードがご利用できない方で、申請に必要な「一般旅券発給申請書」等を郵送で取り寄せる必要がある場合にのみ、この用紙を御利用ください。すでにパスポート申請書ダウンロードにて一般旅券発給申請書をご用意頂いた方は、この用紙、および返信用封筒の郵送は不要です。)

氏名

現住所 (英文)

日中の連絡先電話番号

* 2名分以上の申請書類を請求する場合には、上記氏名欄に全員の氏名を記入し、以下の「申請内容」の項目で、希望する申請書の種類毎に枚数を記入して下さい。

申請内容 希望する申請書の箇所にチェックして下さい。

- 10 年用旅券発給 (新規切替共通です。)
- 5 年用旅券発給 (新規切替共通です。20 歳未満は5 年用のみ。)
- 記載事項変更
- 査証欄増補
- 紛失届

* 在外選挙人名簿登録の代理申請を予定する方は以下を○で囲んで下さい。当館より事前に手続方法詳細につき御連絡、御説明致します。

代理申請を予定する

同意書

在メルボルン 日本国総領事館 御中

私は、遠隔地の在留邦人を対象とした郵送による一般旅券の発給申請（仮受付）に際し、貴総領事館と調整した申請・交付予定日に出頭しない場合は、当該申請を自ら取下げ（辞退）したものと処理されることに同意します。

年 月 日

氏名：

サイン：

住所：

来館予定日： 2月 19日 来館希望時間以下にチェックしてください

	8:30-9:00
	9:00-9:30
	9:30-10:00
	10:00-10:30
	10:30-11:00
	11:00-11:30
	11:30-12:00
	12:00-12:30
	12:30-13:00
	13:00-13:30

（希望者が多い時間帯は、別の時間帯へ変更をお願いする場合がありますのでご理解いただけますようお願いいたします。）

場所：アデレード・ホバート一日総領事館会場にて

Eメールアドレス：